

令和7年度 久居中学校いじめ防止基本方針

(令和7年4月 改定)

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

そのため、いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の規定に基づき、平成26年5月に「津市いじめ防止基本方針」が策定されました。

こうした経過の中、本方針について、「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省）の改定、「いじめの重大事態に関するガイドライン」（文部科学省）の策定および「三重県いじめ防止基本方針」の改定を反映した内容に改定するものです。

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

生徒等に対して、その生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、その行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものを「いじめ」と定義する。

また、個々の行為がいじめにあたるか否かについては、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた生徒の立場に立って指導を行う。その際には、いじめられた生徒や周辺の状況等の客観的な事実確認も行う。また、いじめにあたるかと判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するとは限らず、状況によっては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応をするものとする。ただし、いじめと判断する場合には、必要に応じて、事案を学校におけるいじめの防止等の対策のための組織へ情報共有することとする。

具体的ないじめの態様として、次のようなものを例としてあげる。

- ア 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

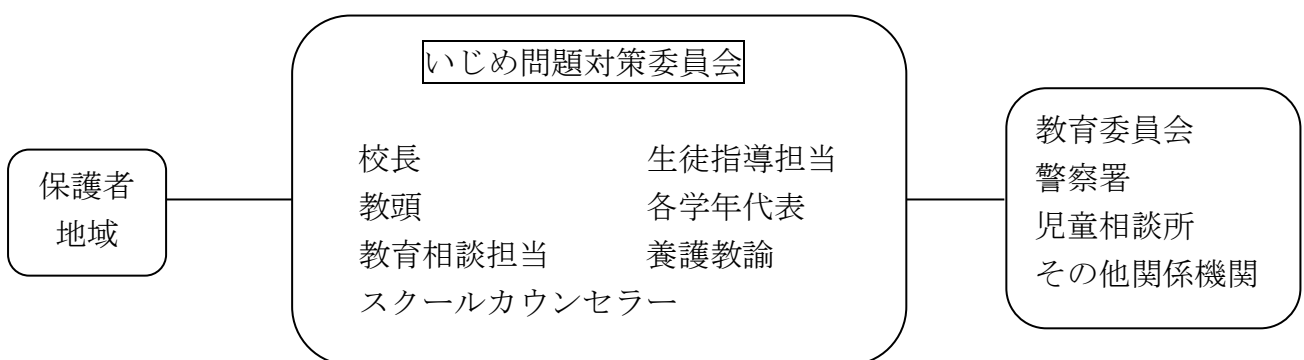
なお、こうしたいじめの態様の中で犯罪行為として取り扱われるべきものについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を図る。

(2) 学校としてのいじめ問題についての考え方

- ア いじめは、人権侵害であり人として決して許される行為ではないという強い認識を持つ。
- イ いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こり得るものであり、また、どの生徒も被害者にも加害者にもなる得ることを十分認識する。
- ウ いじめられている生徒や通報した生徒の安全を徹底して守る立場に立ち、指導を行う。
- エ 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても見逃すことなく対応する。
- オ はやし立てたり、面白がったりする存在やまわりで暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、いじめを許さない集団づくりに努める。
- カ 関係機関や学校、家庭、地域など社会全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となり真剣に取り組むことが必要である。
- キ いじめの件数が増えることのみを問題視せず、積極的にいじめとして捉え、その解消に努める。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の構成（各学校に設置する組織 法第 22 条）



(2) 組織の役割

- ア 学校基本方針に規定する取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等に係る中核的な役割を担う。
- イ 学校におけるいじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。

- ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録，共有を行う役割を担う。
- エ 緊急会議の開催や情報共有，事実関係の調査，生徒への指導，支援体制の整備，対応方針の策定，保護者との連携など，学校の組織的対応の中核的な役割を担う。

3 いじめ防止のための具体的な対策

(1) 未然防止

ア いじめについての共通理解

- ・ いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点などについて，校内研修や職員会議で周知を図り，全教職員の共通理解を図る。
- ・ 生徒に対しても，日常的にいじめの問題について触れ，「いじめは人として絶対に許されない行為である」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・ 学校の教育活動全体を通じて，生徒の社会性を育むとともに，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い，お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・ 生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ・ いじめ加害の背景に様々なストレスが関わっていることを踏まえ，一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていくこと，生徒の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団作りを進めていくことが求められる。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が，生徒を傷つけたり，いじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方に注意を払う。

エ 自己肯定感の育成

- ・ 認められている，満たされているという思いを抱くことができるよう努めたり，困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けたりする等，生徒の自己肯定感を育成する。

オ 生徒自らがいじめについて学び，取り組む機会の設定

- ・ 生徒がいじめの問題について学び，主体的に考え，いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

(2) 早期発見

ア いじめの実態を把握するための取組

- ・ 日常的な生徒への目配りや連絡帳等のやり取りを通して，交友関係や悩み等の情報の把握に努める。
- ・ いじめアンケート調査や教育相談（学期に1回）の実施等により，いじめの実態把握に取り組む。
- ・ 保健室や相談室，電話相談窓口の利用など，いじめに関して相談できる体

制を整備する。

- ・ 保護者との信頼関係を確立することで、家庭訪問や家庭連絡等を通して、生徒の情報交換ができるようにする。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの疑いがある行為には、早い段階から適切な関わりを持つことが必要である。いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保することも必要である。
- ・ 発見・通報を受けた教職員は、「いじめ問題対策委員会」で直ちに情報を共有する。その後、当該組織が中心となり、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って津市教育委員会、被害加害双方の保護者に連絡する。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるとき、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報する。

イ いじめられた生徒とその保護者への支援

- ・ いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、いじめられた生徒の安全を確保する。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう必要な措置をとり、環境整備を図る。状況に応じて外部専門家の協力を得る。

ウ いじめた生徒への指導とその保護者への支援

- ・ いじめたとされる生徒から事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。事実関係が確認できたら、迅速に保護者に連絡し、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な支援を行う。
- ・ いじめた生徒へは、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導のほか、関係機関との連携による措置も含め毅然とした対応をする。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。学級全体には、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる指導をする。
- ・ いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

オ ネット上のいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取る。その際、必要に応じて関係機関の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。併せて、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知する。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件を満たす必要がある。ただし、これらの要件を満たしている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) 生徒の主体的な取組について

生徒がいじめを行わない、かついじめを傍観しないよう、生徒が自らいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止に向けた取組を進める。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

ア いじめにより生徒の生命、心身または財産等に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められるとき。「相当の期間」については、年間30日を目安とする。

また、法、本基本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改正版 文部科学省）および「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月文部科学省）により適切に対応する。

(2) 発生時の対応

ア 重大事態が発生した場合、津市教育委員会を通じて津市長・三重県教育委員会へ事態発生について報告する。

イ 調査の主体、組織、方法等の指示を津市教育委員会から受け、「いじめ問題対策委員会」を中心に調査を行う。

ウ 必要に応じて、津南警察署、津市こども支援課、中勢児童相談所、津市青少年育成市民会議等の必要な関係機関や組織に調査への協力要請を行う。

エ 津市教育委員会が調査の主体となる場合は、津市教育委員会に設置された附属機関が行う。

5 学校・保護者・地域が一体となった取り組み

いじめの問題については、問題を学校のみで解決することに固執することなく、必要に応じ家庭や地域と協働して解決を図る姿勢が重要である。学校と家庭・地域との間には、生徒の豊かな成長発達を中核に据えて、真の連携・協力関係が築かれることが大切である。したがって、学校においては「開かれた学校」の観点に立ち、日頃から学校の活動状況等について、家庭や地域に対して理解を求める工夫を行うとともに、いじめの行為やこれに関連すると思われる生徒の学校外における行動等に関し学校に寄せられる情報に対し、誠意のある対応を行うことが必要である。